

## 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧(令和2年5月31日現在)

	支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口
個人が申請	貸付 緊急小口資金	貸付上限：10万円(特例の場合20万円) 返済措置：1年、償還期間2年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要 ②この特例による貸付をほかの自治体で受けていない	高槻市社会福祉協議会 072-674-7496
	給付 特別定額給付金	給付額：住民1人につき10万円	①令和2年4月27日時点で住民基本台帳に登録されている ②申請期限は郵送による受付開始日から3か月以内 ③申請方法(2通り)→市から郵送される申請書に世帯主が必要事項を記載して返送 →マイナンバーカード(写真付)を有する世帯主によるオンライン申請	特別定額給付金コールセンター 0120-260020
	助成 学校等休業助成金 【フリーランス向け】	助成額：就業できなかった日 1日につき4,100円	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった ②個人で就業する予定であった ③業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金、 個人向け緊急小口資金 相談コールセンター 0120-60-999
休業補償	助成 学校等休業助成金 【休暇取得支援】	助成額：労働者1人1日につき8,330円上限 助成率：10/10	新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行う必要が生じた労働者に有給休暇とは別に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた	大阪信用保証協会 06-6131-7567 (代表)
	助成 雇用調整助成金 【コロナ特例】	助成額：労働者1人1日につき8,330円上限 助成率：中小企業9/10(拡大について検討中) ※解雇等を行う場合は、中小企業4/5	①経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行った ②新規採用者など6か月未満の労働者又は雇用保険未加入の労働者も対象	
	融資 危機関連保証 【民間系・信用保証付融資】	補償率：借入債務の100% 保証枠：一般枠とは別枠で最大2.8億円	①売上が前年同月比15%以上減少している ②セーフティーネット保証4号・5号との併用可能	
	融資 セーフティーネット保証4号 【民間系・信用保証付融資】	補償率：借入債務の100% 保証枠：一般枠とは別枠で最大2.8億円	売上が前年同月比20%以上減少している	
事業主が申請	融資 セーフティーネット保証5号 【民間系・信用保証付融資】	補償率：借入債務の80% 保証枠：一般枠とは別枠で最大2.9億円	①売上が前年同月比5%以上減少している ②特に重大な影響が生じている指定業種※である ※経産省・中企庁HPでご確認ください	大阪府金融課 06-6210-9508
	融資 新型コロナウイルス感染症 対応資金【保証料等補助型】	融資限度額：3,000万円 融資期間：10年以内(据置5年以内)	大阪府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、セーフティーネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方	大阪府金融課 06-6210-9508
	<p>※新型コロナウイルス感染症にかかる融資にはこのほかにも政府系融資(衛生環境激変対策特別貸付、新型コロナウイルス特別貸付)、商工会議所取り扱いの新型コロナウイルス対策マル経融資などがあります。 お問合せは、日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505、高槻商工会議所 072-675-0484 までお問い合わせください。</p>			
	給付 持続化給付金	給付額：200万円以内(法人)、100万円以内(個人事業者) ※ただし売上の減少分を超えないものとする	①中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等である ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が前年同月比50%以上減少している	中小企業金融・給付相談窓口 0120-115-570
	給付 家賃支援給付金 ※詳細な制度は検討中	給付額：毎月の家賃の2/3を最長6か月間補助 上限：法人は毎月50万円→最大300万円 個人事業主は毎月25万円→最大150万円	①中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等である ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が前年同月比50%以上減少しているか、3か月の売上合計が昨年同期に比べ30%減った	※準備中
	給付 大阪府休業要請外支援金	給付額： 法人(府内に2事業所以上 100万円、1事業所 50万円) 個人(府内に2事業所以上 50万円、1事業所 25万円)	①大阪府の休業要請の対象になっていない事業者 ②4月の売上か、4～5月の売上が前年同月比50%以上減少している ③本社が府外にある法人も対象 ※大阪府休業要請支援金は終了しました。	休業要請外支援金コールセンター 0570-200-308
	給付 高槻市中小企業等支援給付金	給付額：1事業者につき20万円	①高槻市内に事業所・店舗を有する法人又は個人 ②休業要請支援金を受けていない ③令和2年2月17日以降に、以下のいずれかの融資を受けていること ・セーフティーネット保証4号、5号、又は危機関連保証にかかる融資 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫又は商工組合中央金庫) ・小規模事業者経営改善資金融資(通称：新型コロナウイルス対策マル経 日本政策金融公庫) ・高槻市中小企業資金融資制度(市町村連携型)を利用し、受けた融資 ・その他新型コロナウイルス感染症にかかる日本政策金融公庫又は、商工組合中央金庫の融資	高槻市役所産業振興課 072-674-7411
	給付 高槻市事業者応援給付金	給付額：1事業者につき10万円 申請期間：5月27日(水)～7月31日(金)	①高槻市内に事業所・店舗を有する法人又は個人 ②新型コロナウイルス感染症により売り上げが減少している事業者で、休業要請支援金及び高槻市中小企業等支援給付金の対象から外れる事業者	高槻市役所産業振興課 072-674-7411

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧(令和2年5月31日現在)

	<b>補助</b> 事業融資資金の信用保証料補給	信用保証料の1/2に相当する額を助成 申請期間：令和2年3月31日まで	①高槻市内に事業所・店舗を有する法人又は個人 ①新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)に係る借入を行った事業者のうち、国の支援において、信用保証料の負担ゼロとならなかった方(売上高が前年同月比で▲15%未満)	
--	-----------------------------	--	---	--